

2	法定	自主
○		

様式第二号のハ(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月24日

川崎市長 殿

提出者

住 所 東京都台東区北上野2丁目8番7号

氏 名 株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング

建設事業部 事業部長 伊東 高士

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-5246-4163

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング 建設事業部		自 主 管 理 事 業 登 録 番 号 (2944)
事 業 場 の 所 在 地	TEL(連絡先): 03-5246-4163 東京都台東区北上野2丁目8番7号		
計 画 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)		
当該事業場に関する事項			
① 事業の種類	Dー建設業 (具体的には) 解体工事		
※ 前年度実績を記入、医療機関は前年度末時点の病床数を記入。	製造業	製造品出荷額	百万円
	建設業	エリア内元請完成工事高	284 百万円
	医療機関	病床数	床
	その他の業種	売上高	百万円
	(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)		
③ 従業員数	25名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり		
※ 産業廃棄物の種類ごとに記入			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類数	5 種類	* 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。
① 排出量	10,526.9 t	

(これまでに実施した取組)

① 現状

別添3

【(令和6年度)目標】

産業廃棄物の種類数	5 種類	* 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。
① 排出量	9,474.3 t	

(今後実施する予定の取組)

② 計画

別添3

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

① 現状

別添3

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

② 計画

別添3

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	t * 種類ごとの前年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
(これまでに実施した取組)			
① 現状	別添3		
	【(令和 6 年度)目標】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
(今後実施する予定の取組)			
② 計画	別添3		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	⑤ 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	t * 種類ごとの前年度自ら熱回収を行った量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
	0	t * 種類ごとの前年度自ら中間処理により減量した量は、別紙のとおり。	
(これまでに実施した取組)			
① 現状	別添3		
	【(令和 6 年度)目標】		
	⑤ 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら熱回収を行う量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	t	* 種類ごとの本年度自ら中間処理により減量する量は、別紙のとおり。	
(今後実施する予定の取組)			
② 計画	別添3		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度(令和 5 年度)実績】		* 種類ごとの前年度自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量は、別紙のとおり。
	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	
(これまでに実施した取組)			
① 現状	別添3		
	【(令和 6 年度)目標】		* 種類ごとの本年度自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量は、別紙のとおり。
	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	
(今後実施する予定の取組)			
② 計画	別添3		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	【前年度(令和 5 年度)実績】		* 種類ごとの前年度処理委託量は、別紙のとおり。
	⑩ 全処理委託量	10,526.9 t	
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	1,399.2 t	
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	10,490.7 t	
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	39.7 t	
(これまでに実施した取組)			
別添3			

	【(令和 6 年度)目標】	
	⑩ 全処理委託量 9,474.3 t	
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量 1,259.4 t	
	⑫ 再生利用業者への処理委託量 9,474.3 t	* 種類ごとの本年度処理委託量は、別紙のとおり。
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量 t	
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 t	
② 計画	(今後実施する予定の取組)	
	別添3	
※ 事務処理欄		

備考

- 1 この様式は、前年度(令和5年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
また、前年度(令和5年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン未満の事業場にあっては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
- 2 当該年度(令和6年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入してください。
- 7 第5面の※欄には、何も記入しないでください。

産業廃棄物処理計画書

2-1	法定	自主
	○	

(単位:トン)

別紙一括表

事業場名称： 株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング 建設事業部

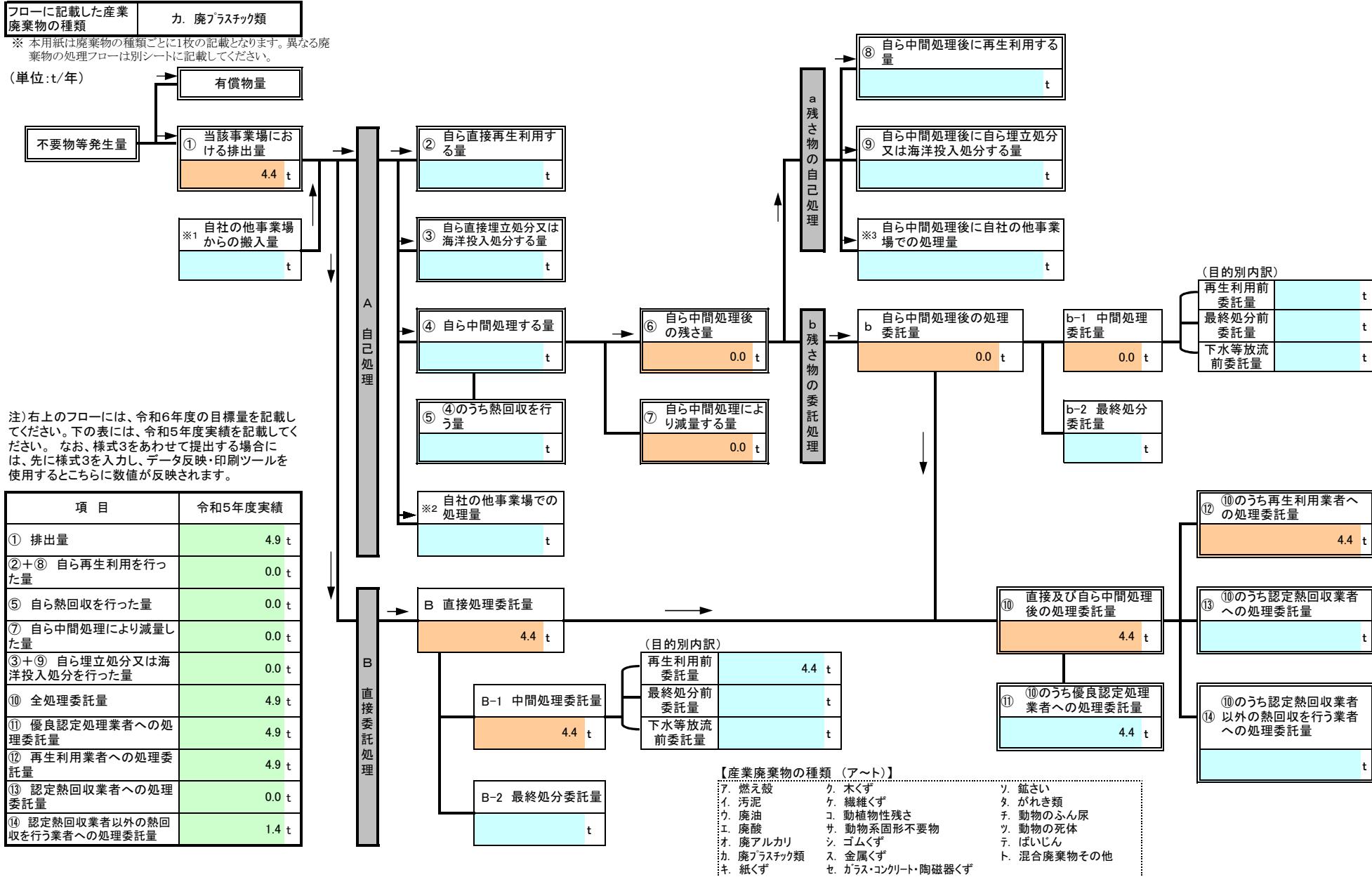
産業廃棄物処理計画書

2-2	法定	自主
○		

事業場名称 : 株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング 建設事業部

別紙処理フロー

令和6年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画



産業廃棄物処理計画書

2-2	法定	自主
<input checked="" type="radio"/>		

事業場名称 : 株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング 建設事業部

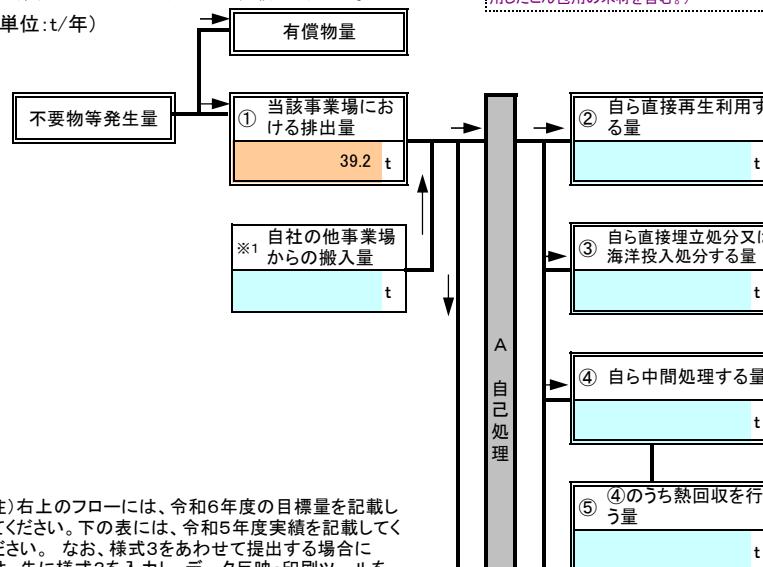
別紙処理フロー

令和6年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類	ク. 木くず
------------------	--------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

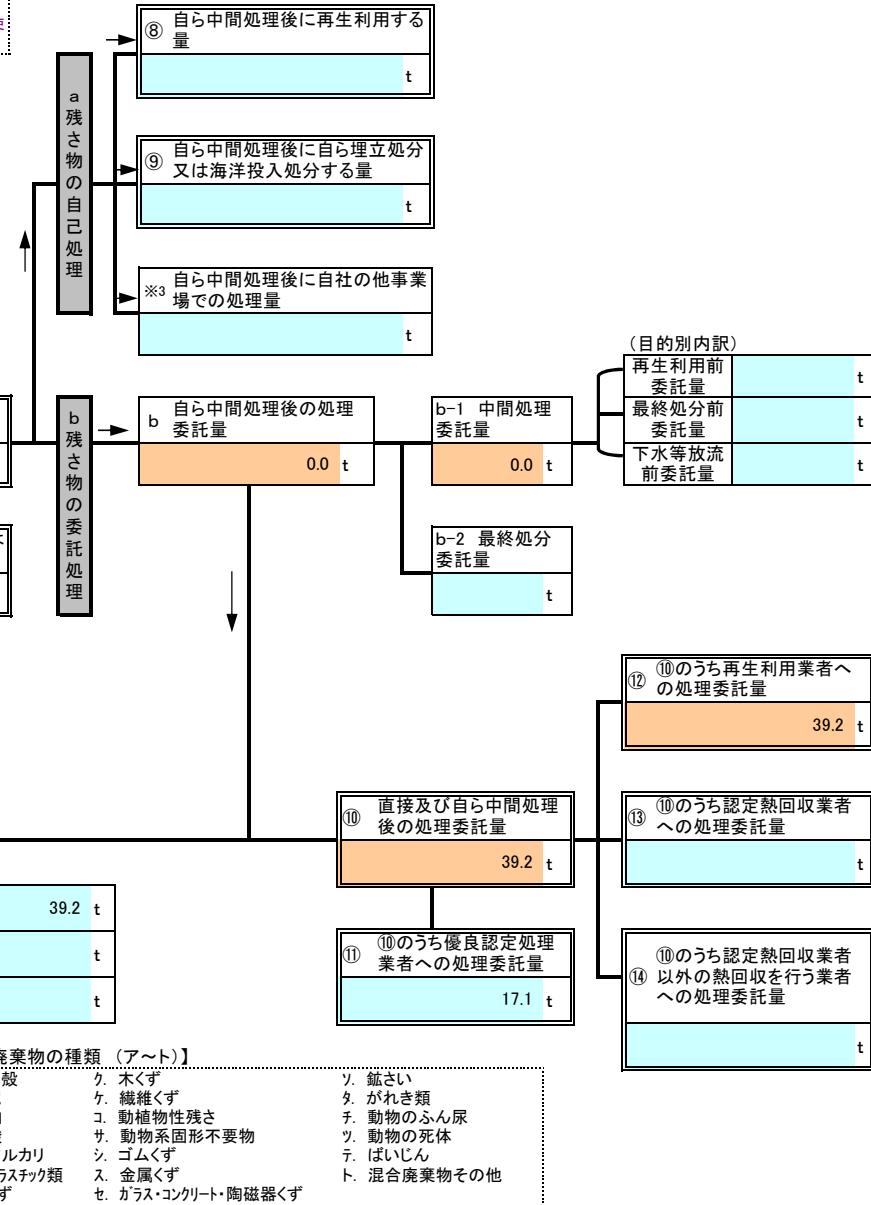
(単位:t/年)



注)右上のフローには、令和6年度の目標量を記載してください。下の表には、令和5年度実績を記載してください。なお、様式3をあわせて提出する場合には、先に様式3を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとこちらに数値が反映されます。

項目	令和5年度実績
① 排出量	43.5 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩ 全処理委託量	43.5 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	18.9 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	43.5 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

「木くず」には業種指定等があり、該当業種以外では一般廃棄物となり、報告対象外です。
【該当業種】木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品販賣業に係るもの、建設業(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの)。
【全業種対象】貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)。



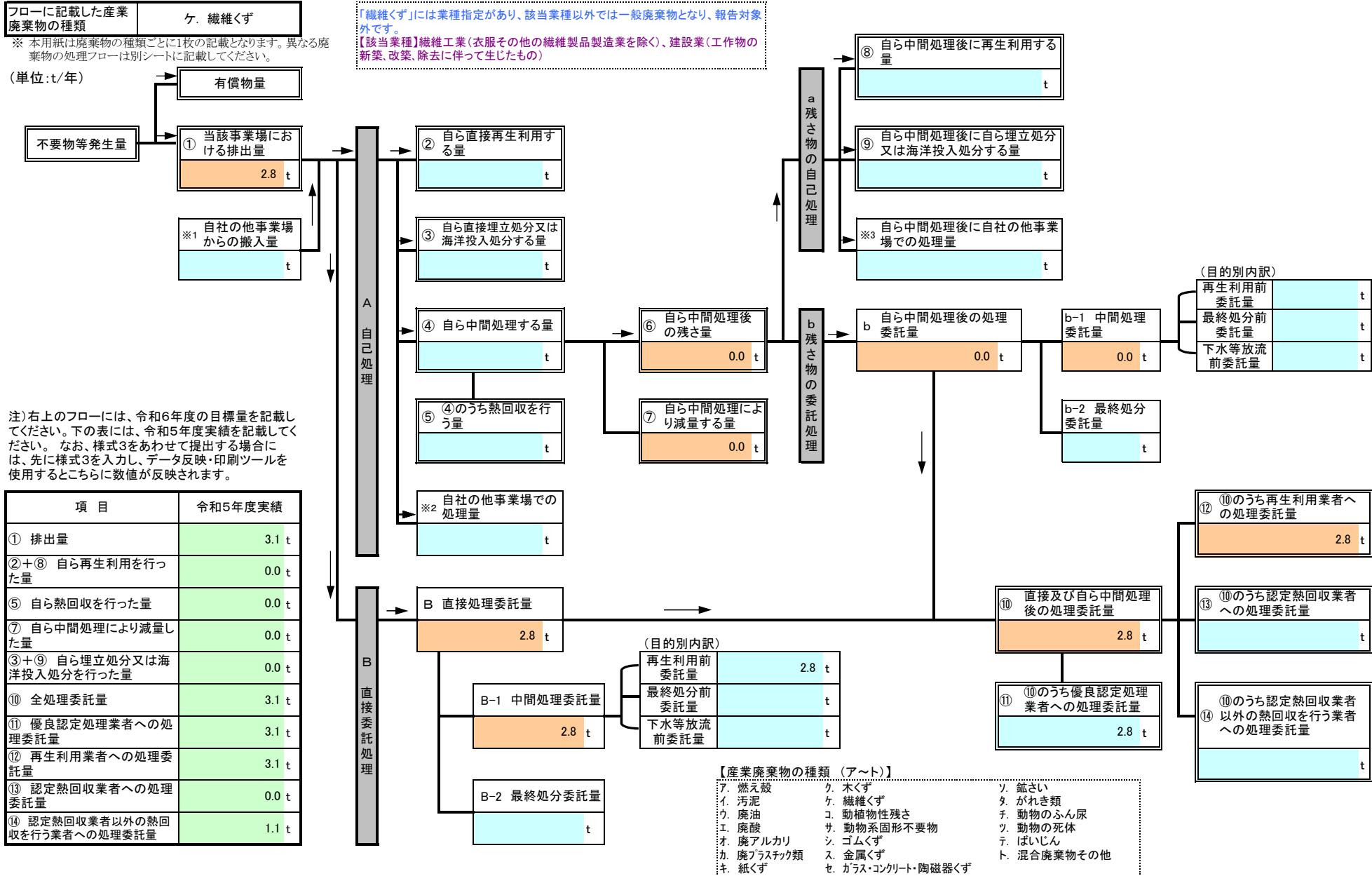
産業廃棄物処理計画書

2-2	法定	自主
○		

事業場名称 : 株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング 建設事業部

別紙処理フロー

令和6年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画



産業廃棄物処理計画書

2-2	法定	自主
○		

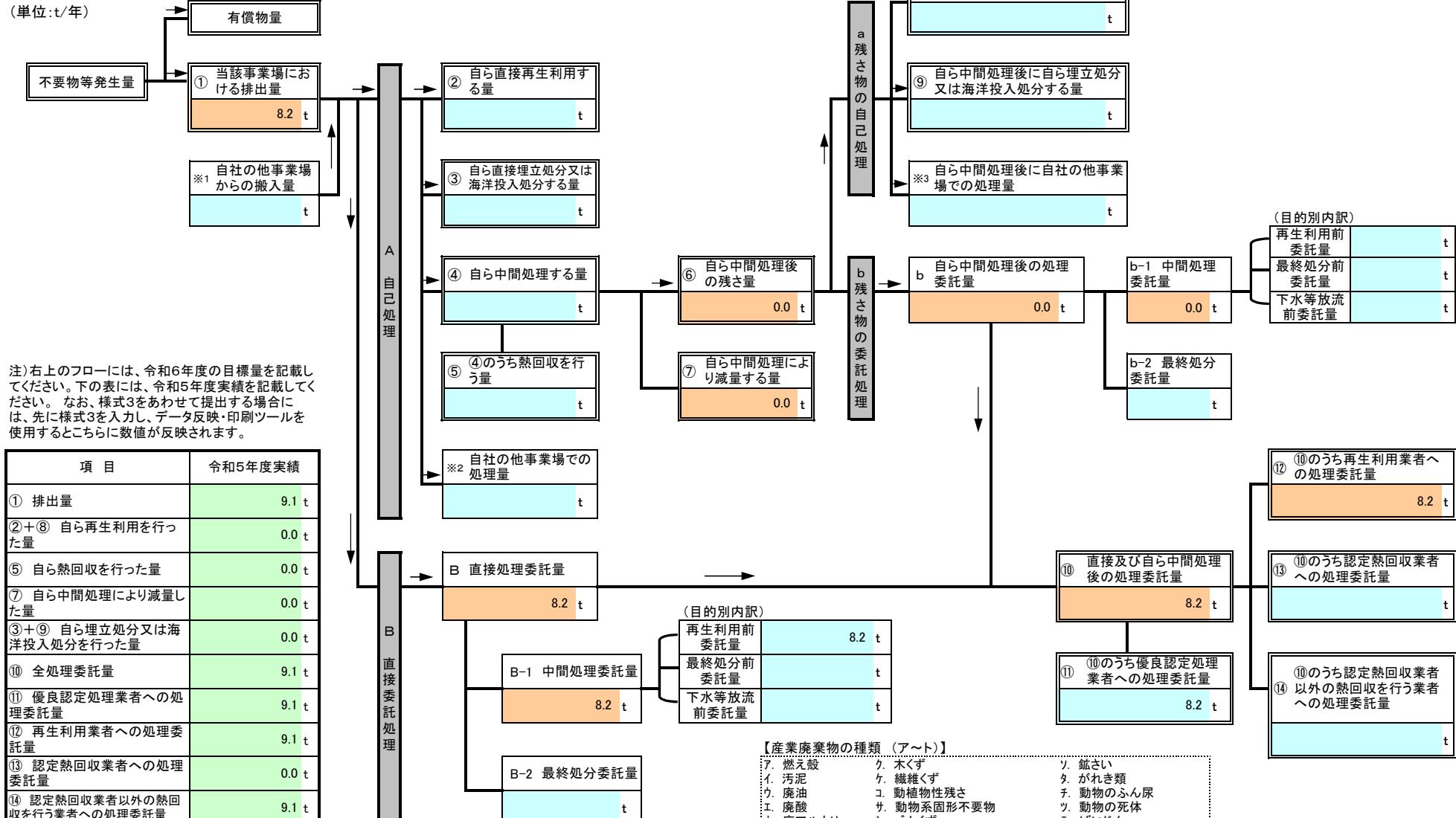
事業場名称 : 株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング 建設事業部

別紙処理フロー

令和6年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類
セ. ガラス・コンクリート・陶磁器くず

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。



産業廃棄物処理計画書

2-2	法定	自主
○		

事業場名称 : 株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング 建設事業部

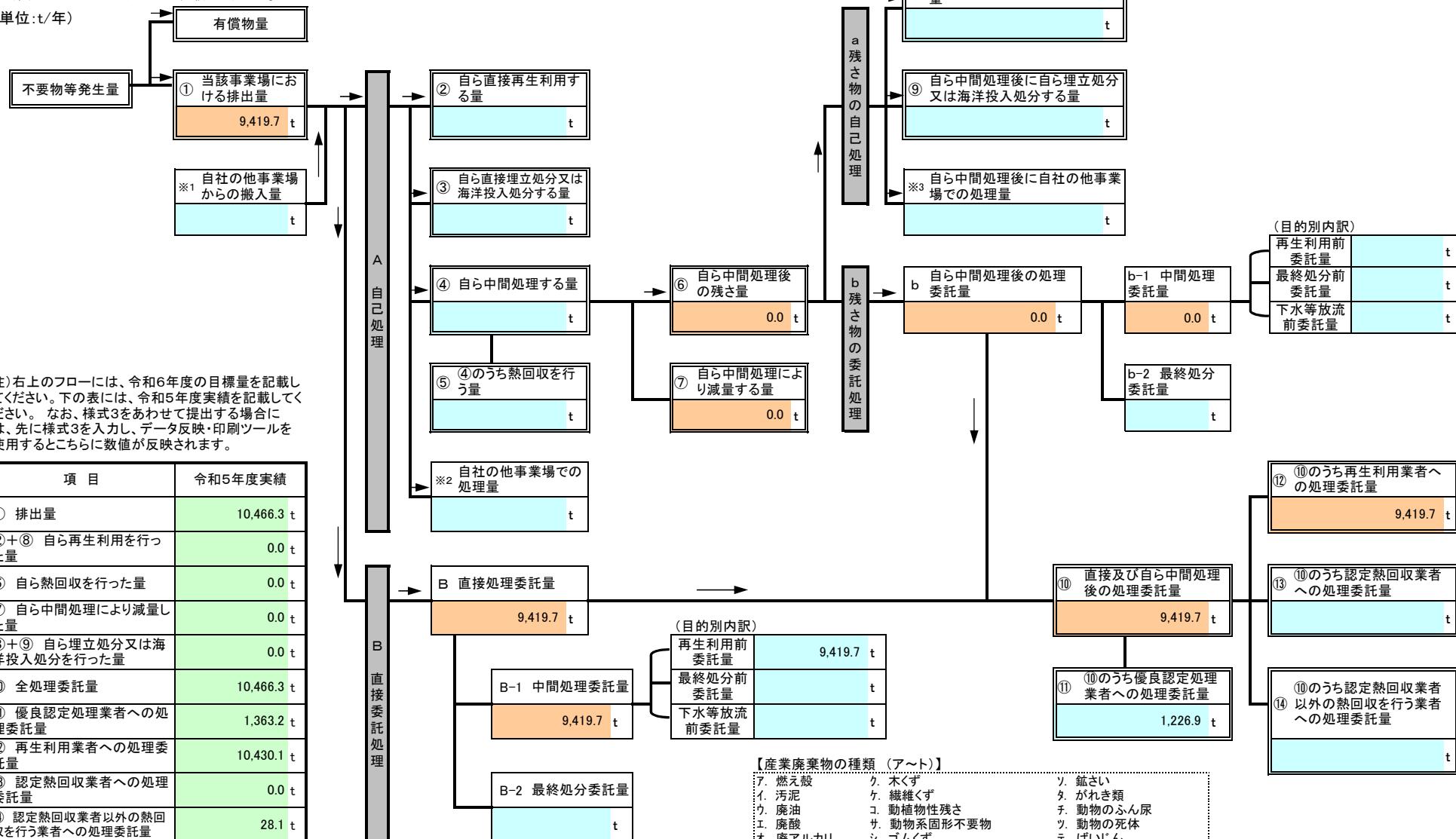
別紙処理フロー

令和6年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

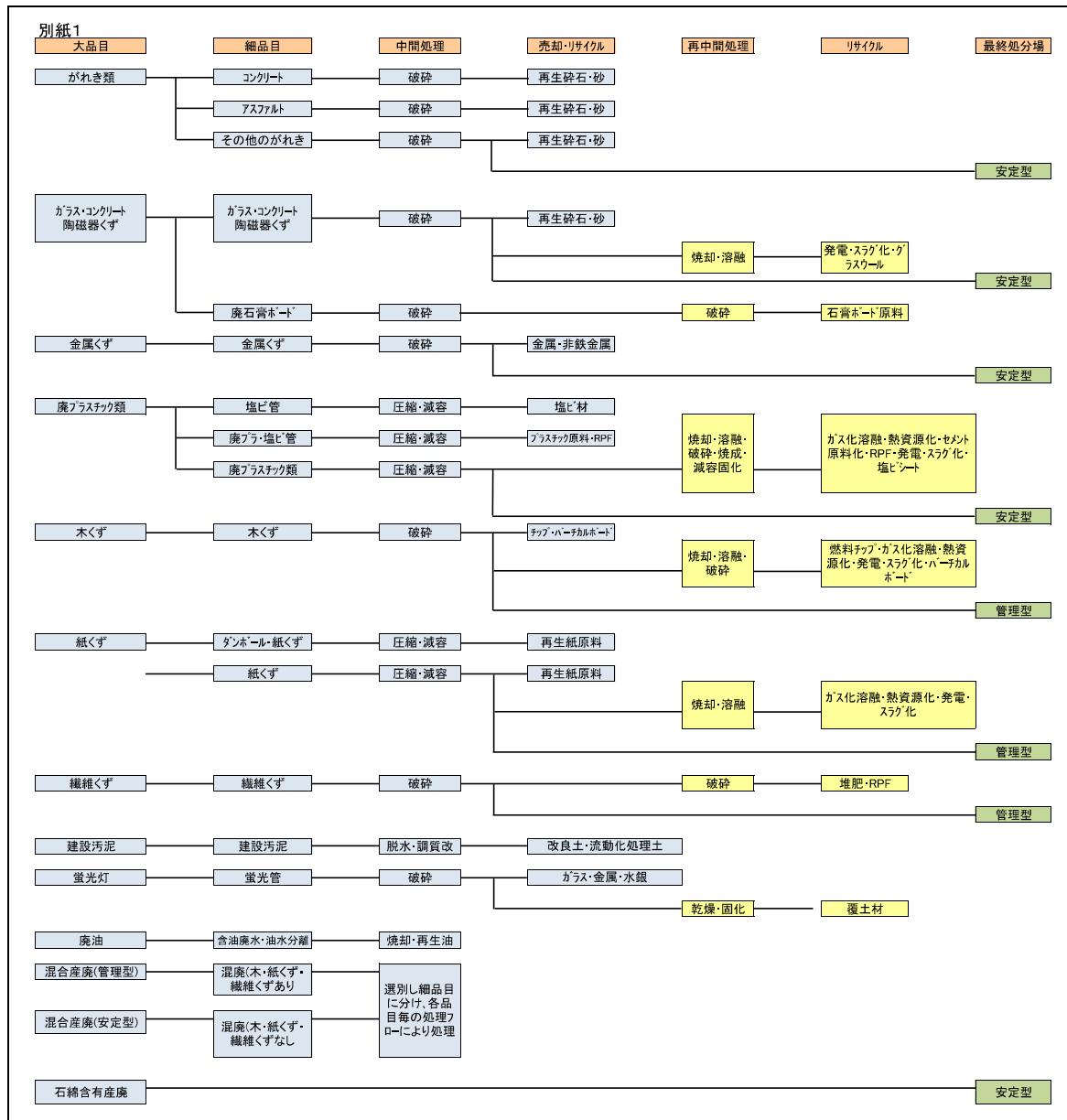
フローに記載した産業廃棄物の種類	ト. 混合廃棄物その他
------------------	-------------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



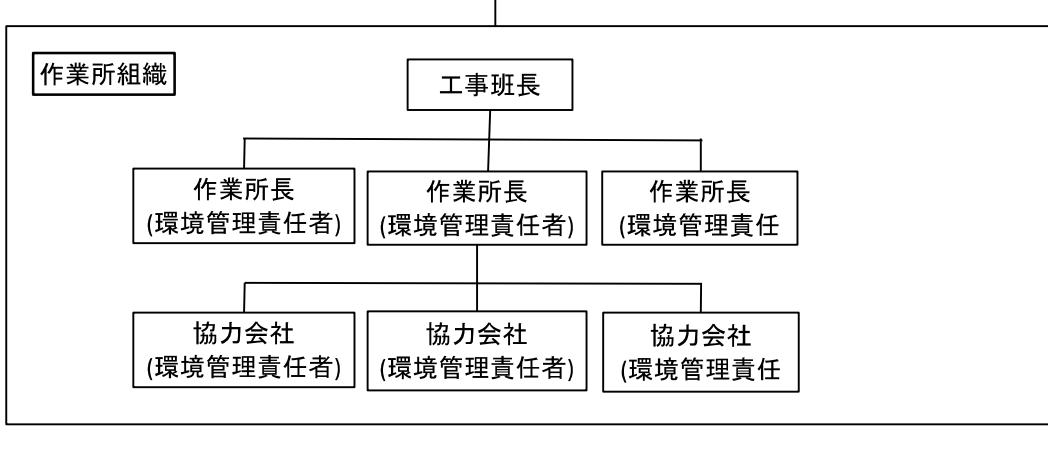
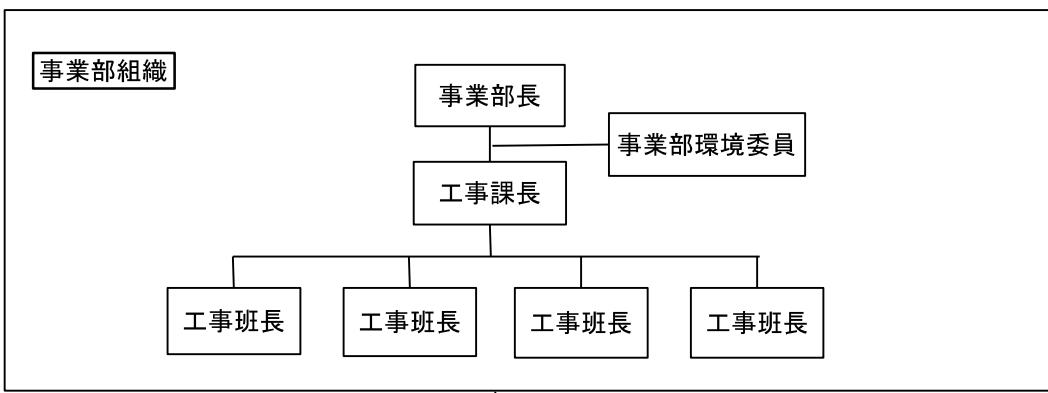
別添1 処理工程図



別添2 管理体制図

統括責任者	建設事業部長	
事業部	担当部署(指導)	工事課長、工事課班長
作業所	責任者	作業所長
	担当者	作業所長が指名

管理組織



別紙3

取組みの現状(継続しての実施事項)

1. 取組みの現状(継続しての実施事項)

- 1) 建設廃棄物の分別・リサイクル等に関する環境目標の設定
- 2) 産業廃棄物の処理に関する手順の策定
- 3) 作業所毎の法規制等チェックシートによる関係法令の遵守
- 4) 計画的な内部監査および環境パトロールの実施
- 5) 年度ごとに見直しを行い、継続的な改善を図る
- 6) 職長会による分別指導

2. 教育

1) 社員教育

- ① 環境問題の概要
- ② 環境方針を遵守することの重要性
- ③ 各業務が実際に又は、潜在的に持つ著しい環境への影響、環境管理改善の便益
- ④ 環境方針の目的・目標を達成するための役割と責任
- ⑤ 規定された環境に関する標準、要領・手順を逸脱した場合に予想される結果
- ⑥ 廃掃法はじめ、関連法改正を含めた最新環境情報の伝達

※事業所全員を対象に定期的に集合教育(OFF.J.)を行う。受講できなかった者に対しては内勤者は工事課長、作業所は工事班長がO.J.Tを実施する。

2) 専門工事業者教育

- ① 作業所毎、新規入場者教育時に作業所環境目標、実施手順に係る教育を実施。
- ② 作業所へ作業員を送出す際には当社作成の環境教育資料を基に環境教育を実施。
- ③ 各種大会、講習会時に3R活動を含めた環境教育を実施。
- ④ 協力会組織の環境委員会活動により専門工事業者会員の環境意識の向上を図る。

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

施工計画時において下記事項を検討し、実施可能な項目を採用している。

- ・建設資材のプレキャスト化等による廃材発生の削減
- ・搬入資機材の梱包材の削減
- ・工法変更による廃材の抑制
- ・資材の転用

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

- ・当部の副産物処理要領書に則り、作業所において分別計画を立て実施する。
- ・計画の策定に当っては、地域の産業廃棄物中間処理施設、リサイクル施設等の分別品目の受け入れ条件を十分考慮する。

5. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- ・建設リサイクル法等関係法令を遵守し、作業所毎に再生資源利用(促進)計画を策定し、実施の記録を保管する。
- ・グリーン購入標準、グリーン調達ガイドラインに基づく環境配慮品の採用。

6. 産業廃棄物の処理に関する事項

- ・廃掃法及び当社の副産物処理要領書に則り、保管基準、処理基準、委託基準を遵守する。
- 特に注力する事項を下記に示す。

- 1) 委託契約書の作成・保管。
- 2) 紙マニフェストの交付および照合・保管。
- 3) 電子マニフェスト化を積極的に展開する。